

学校いじめ防止基本方針

豊中市立第十二中学校

改定日

平成30年（2018年）4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性のある人格を持ったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権尊重の精神を基盤として、知・徳・体の調和をはかり、人間性豊かな生徒を育成する」ことを教育目標としており、自他の人権や、命を大切にし、相手を思いやることのできる生徒像を目指すとともに、生徒指導の重点項目として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、こども支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組みの有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画（別添2）

(5) 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校対策委員会は、毎週月曜日に検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 未然防止のための学校体制（別添1）

3 いじめ防止のための措置

(1) いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことが最も重要であり、平素からいじめについての共通理解を図るために、教職員に対しては、①いじめ問題に関する年間指導計画の作成と実行 ②いじめに関する校内研修の計画、実施 ③学校評価による検証と基本方針の見直しを行う。また、生徒に対しては、①いじめに関する授業の実施 ②いじめアンケートの定期的な実施により発見・早期対応に心がける

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、生徒間において好ましい人間関係を構築し、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に取り組む学校づくりを進めていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の留意点として、全ての生徒が活躍できる場面を作り

出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」に取組み、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していき、様々なストレスにも適切に対処できるような力を育む。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うために、様々な角度から研修を深め、問題行動に対して、感性を研ぎ澄まして対応できるように備える。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、個々の生徒を丁寧に見つめ、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取組むために、生徒会が主体的に広報活動を行い、キャンペーンを実施することで生徒自身の意識を高める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、各学期ごとに定期的にアンケートを実施し、気になる事象が記入されていれば、対策委員会で検討し、早期対応に努める。また、日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努め、全教職員で情報を共有する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から教職員が保護者との信頼関係を構築することに努める。
- (3) 生徒・保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、通常の二者懇談・三者懇談を充実させるとともに、スクールカウンセラー等の情報発信を活性化する。
- (4) 日頃から生徒・保護者との信頼関係を深めるとともに、学校便り等を活用し、相談体制について外部機関も含めて周知徹底する。また、PDCAサイクルにより、適切に機能しているか等定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談で得た生徒の個人情報の対外的な取り扱いについては、最大限配慮するとともに、日常的に研修を重ねることで教職員の意識の高揚と守秘義務の遵守に努める。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革

する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、以下の5つのレベルに応じた問題行動への対応を参考にして、外部機関とも連携する。(別添3)

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ・不登校対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じてスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目をむけ、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじ

めを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

- (3) 指導後、3ヶ月間は経過を観察して再発防止に努める。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第5章 その他留意事項

1 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、教職員の資質向上に努める。

2 諸事業の活用

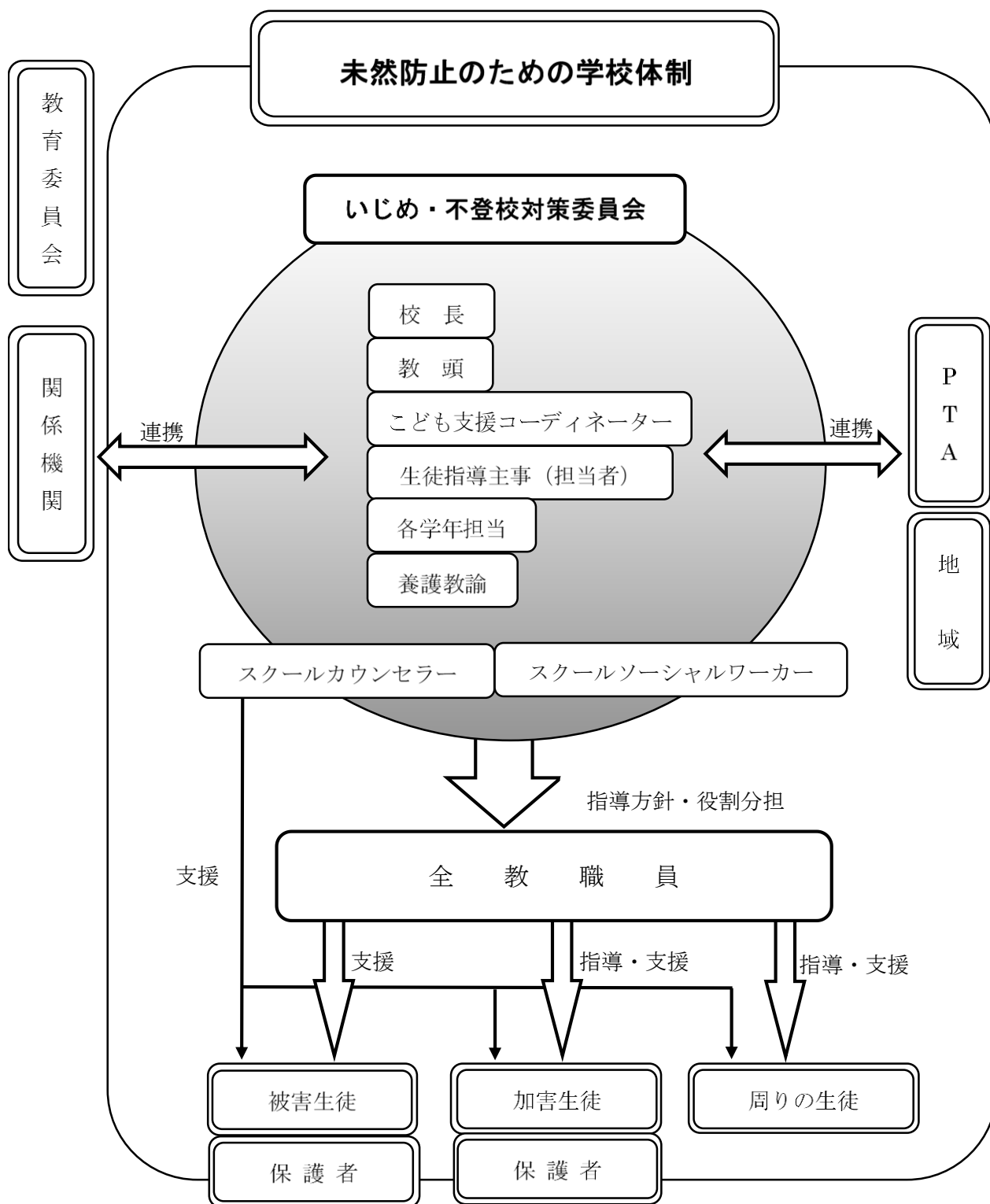
市教育委員会の「学校問題解決支援事業」を積極的に活用し、指導に役立てる。

3 教育相談日等の設定

教育相談日等を設定し、生徒と向き合う時間の確保に努める。

4 関係機関等との連携

監督官庁や所轄警察署、地域等の関係機関と連携を図り必要な支援を受ける。



年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中市立第十二中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学 校 全 体
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒への相談窓口周知 ・人権学習(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒への相談窓口周知 ・人権学習(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・生徒への相談窓口周知 ・人権学習(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策委員会(毎週定期開催)年間計画の確認、各種情報の共有、対応策の検討
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問(家庭状況の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問(家庭状況の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問(家庭状況の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問により把握した生徒状況の集約
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行(集団づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で啓発
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・HR(1学期の振り返り) ・社会性測定用尺度実施・回収 ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・HR(1学期の振り返り) ・社会性測定用尺度実施・回収 ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談週間(家庭での様子の把握と学校生活の情報共有) ・HR(1学期の振り返り) ・社会性測定用尺度実施・回収 ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪防止教室開催 ・いじめ・問題行動・不登校に関する調査(市教委) ・社会性測定用尺度 ・家庭訪問等により、把握された生徒状況の集約、対応 ・学校生活アンケートの分析・対応の検討
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・HR(行事への取り組みと集団づくり) ・体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR(行事への取り組みと集団づくり) ・体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR(行事への取り組みと集団づくり) ・体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会の開催(PTA生指)
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施・回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究授業 ・学校生活アンケートの分析・対応の検討

	1 年	2 年	3 年	学 校 全 体
11 月	・ボランティア体験学習（社会性の育成）	・職場体験学習（社会性の育成）	・人権学習（仲間とともに生き方として進路を考える）	・健全育成会・保護司会との情報交換会 ・オープンスクールの実施（校内の実態把握と意見交換会）
12 月	・小中交流会（異年齢との交流） ・三者懇談週間（家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） ・HR（2学期の振り返り）	・小中交流会（異年齢との交流） ・三者懇談週間（家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） ・HR（2学期の振り返り）	・小中交流会（異年齢との交流） ・三者懇談週間（家庭での様子の把握と学校生活の情報共有） ・HR（2学期の振り返り）	・生徒指導研修会の実施（冬季休業中）
1 月	・スキー体験学習（集団づくり） ・学校生活アンケート実施・回収	・職場体験学習報告会（社会性の育成） ・学校生活アンケート実施・回収	・合唱コンクール（集団づくり） ・学校生活アンケート実施・回収	・学校生活アンケートにより、把握された生徒状況の集約、対応の検討。 ・全校朝礼等で啓発
2 月	・クラブ対抗駅伝（集団づくり） ・性教育（いのちの大切さを知る） ・学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み	・クラブ対抗駅伝（集団づくり） ・学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み	・クラブ対抗駅伝（集団づくり） ・学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取り組み	・新入生保護者説明会により、学校状況・取組み内容の説明。保護者への協力依頼
3 月	・HR（1年間の振り返り）	・HR（1年間の振り返り）	・HR（1年間の振り返り）	

豊中市立第十二中学校 校内問題行動チャート

大阪府教育委員会資料に基づき作成

